

下田市地域防災計画

共通対策編

令和4年3月
下田市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の作成の主旨	1
第2節	計画の構成	1
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4節	市の概況	6
第5節	予想される災害	8

第2章 災害予防計画

第1節	総則	11
第2節	避難地・避難路整備計画	11
第3節	通信施設等整備改良計画	11
第4節	災害救難用ヘリコプター及び防災資機材整備計画	13
第5節	火災予防計画	14
第6節	危険物施設保安計画	15
第7節	ガス保安計画	16
第8節	道路鉄道等災害防止計画	17
第9節	防災知識の普及計画	17
第10節	防災のための調査研究	22
第11節	住民の避難体制	22
第12節	防災訓練	25
第13節	自主防災組織の育成	26
第14節	事業所等の防災活動	31
第15節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	31
第16節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	32
第17節	被災者生活再建支援に関する計画	33
第18節	市の業務継続に関する計画	33
第19節	ボランティア活動に関する計画	34
第20節	観光客等対策	34
第21節	要配慮者支援計画	35
第22節	避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備	36
第23節	救助・救急活動に関する計画	39
第24節	応急住宅	39
第25節	複合災害対策及び連続災害対策	39
第26節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	39
第27節	災害に強いまちづくり	40

第3章 災害応急対策計画

第1節	総則	41
第2節	組織計画	43

第3節	応援動員計画	44
第4節	通信情報計画	46
第5節	災害広報計画	50
第6節	災害救助法の適用計画	52
第7節	避難救出計画	53
第8節	愛玩動物救護計画	61
第9節	要配慮者対策	61
第10節	食料供給計画	62
第11節	衣料・生活必需品・その他物資供給計画	64
第12節	給水計画	65
第13節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	66
第14節	医療・助産救護計画	68
第15節	防疫計画	70
第16節	清掃及び災害廃棄物処理計画	71
第17節	行方不明者の捜索及び遺体の措置埋葬計画	72
第18節	障害物除去計画	73
第19節	社会秩序を維持する活動	74
第20節	観光客等避難輸送計画	75
第21節	輸送計画	75
第22節	交通応急対策計画	77
第23節	応急教育計画	79
第24節	社会福祉計画	80
第25節	消防計画	82
第26節	相互応援協力計画	84
第27節	隣保互助・民間協力計画	85
第28節	ボランティア活動支援計画	85
第29節	自衛隊派遣要請計画	86
第30節	海上保安庁第三管区海上保安本部に対する支援要請計画	88
第31節	電力施設災害応急対策計画	88
第32節	ガス災害応急対策計画	89
第33節	下水道災害応急対策計画	90
第34節	突発的災害に係る応急対策計画	90
第4章	復旧・復興計画	
第1節	災害復旧計画	92
第2節	激甚災害の指定	92
第3節	被災者の援護	92
第4節	風評被害の影響の軽減	94

第 1 章 総則

第 1 節 計画の作成の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）」第42条の規定に基づき、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、下田市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

第 2 節 計画の構成

下田市地域防災計画は、次の各編から構成する。

名称	記載内容
1 共通対策編	各編（2～6編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興計画について定める。
2 地震対策編	駿河トラフ・南海トラフ及び相模トラフ沿いで発生する地震対策（他の地震の対策を含む。）について定める。
3 津波対策編	津波（遠地津波※を含む。）による災害対策について定める。
4 原子力災害対策編	原子力災害による災害対策について定める。
5 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。
6 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、沿岸排出油等事故、鉄道事故による災害対策について定める。
7 資料編	各編（1～6編）に附属する各種資料（様式を含む。）を掲載する。

※ 太平洋の遠方の海域を波源域とする津波

詳細については、「津波対策編 第 1 章 第 4 節 3 遠地津波」を参照

第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、市域の全部又は一部をその管轄区域とする指定地方行政機関又は指定公共機関、市内の公共的団体その他の防災上重要な機関が、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、それぞれの責務により災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおり。

1 市

- (1) 下田市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防、その他の応急措置
- (7) 警報の公表、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助、その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫、その他保健衛生

- (12) 緊急輸送の確保
 - (13) 災害復旧・復興の実施
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
- ※ 市が処理する消防に関する事務又は業務は、下田地区消防組合が下田地区消防組合規約に定める共同処理する事務の範囲において、同組合が処理する。

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市町及び指定公共機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電機通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食糧需給に関する情報収集並びに、災害時における関係機関及び団体の被災状況の把握
- (4) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）を派遣する。

(5) 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣並びに被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他被害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与
- (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(6) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

ア 災害予防

- (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ウ) 港湾の状況等の調査

イ 災害応急対策

- (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達
- (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
- (カ) 要請に基づく、被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油等の防除等
- (ケ) 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (サ) 海上における治安の維持
- (シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置

ウ 災害復旧・復興対策

- (ア) 必要に応じて船舶交通等の整理・指導
- (イ) 被災地の沿岸部等において、海底地形の調査

- (ウ) 原災法に規定する警戒区域等の治安維持及び制限
- (8) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動状況等に関する情報収集、提供等
- (10) 環境省中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (11) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）
 - ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係機関、ライフライン事業者、関連事業者及び報道関係機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。又、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
- (2) 日本放送協会
 - 気象予報、気象警報、災害情報その他の災害広報
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 公衆電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
- (4) 日本赤十字社静岡県支部（下田市地区）
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保

- イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (8) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性を鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 下田ガス株式会社、一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
- (2) 伊豆急行株式会社
 - ア 鉄道の整備
 - イ 災害対策に必要な物資、資機材及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、株式会社伊豆クルーズ
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (5) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (6) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者
- (7) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (8) 富士山静岡空港株式会社
 - ア 緊急事態を想定した訓練の実施
 - イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
 - ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
 - エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

7 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊、陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊（板妻駐屯地）

- ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

8 公共的団体

公共的団体は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 一般社団法人賀茂医師会、医療機関
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動及び保護対策の実施
 - イ 検案
- (2) 社会福祉法人下田市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成
 - イ 災害ボランティア本部等立上げ及び運営訓練の実施
 - ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整
- (3) 民間放送機関（下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社）
 - 気象予報、気象警報、災害情報、その他の災害広報
- (4) 産業経済団体

下田商工会議所、一般社団法人下田市観光協会、下田温泉旅館協同組合、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、一般社団法人下田建設業協会等は所管する業務に関する被害調査を行い、復旧・復興対策に必要な物資、資機材等の提供、融資のあっせんなどについて協力する。
- (5) 自主防災組織
 - ア 地域住民に対する防災意識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - エ 住民に対する情報の連絡収受
 - オ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - カ リ災者に対する応急救護、炊出し、救助物資の配分に関する協力
- (6) 下田市消防団
 - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ 上記に掲げるもののほか、災害現場の応急作業

第4節 市の概況

1 自然条件

(1) 地勢

下田市は、静岡県 の 東南部、伊豆半島の南部東側に位置し、東は相模灘、西は天城山系南は太平洋と三方を自然に囲まれ、市域は東西13.00km、南北16.00km、面積は104.38km²の広がりを持ち、海拔2.5m（市役所）となっている。

市域は、総面積のうち約76%が山林・原野、約10%が田畑・宅地と市域のほとんどが森林で占められており、平坦な土地は極めて限られている。

(2) 地形と地質

ア 地形の概要

下田市の地形は、大中小の起伏山地と河川沿岸流域に形成された谷底平野、須崎や白浜等の台地及び丘陵地に大きく区分される。

水系は、稲生沢川水系と大賀茂川水系に大別される。そのほか、丘陵地を源とする小河川が多数流れている。稲梓の山に源を発する稲生沢川（流路延長15.1km）は上流で二

つに分かれているが、椎原で本流となり、当市の中心部を縦貫しながら南下し、下田湾に流出している。本流域の東側には、須崎半島とこれに連なる海岸線、西側には上流を大賀茂に発し吉佐美の浜に注ぐ小規模ながら格子状の流路をとっている大賀茂川（流路延長4.5km）と、さらにその西側には田牛川（流路延長3.0km）及びこれに連なる海岸線によって占められている。

イ 地質（新南豆風土誌より）

大別すると、稲生沢を中心とする「湯ヶ島層群」と、大賀茂川流域を中心とする「南伊豆層群」及び、須崎半島から東海岸に連なる「白浜層群」の三層群に大別することができる。

（ア） 湯ヶ島層群

主に変朽安山岩、緑色凝灰岩等の緑色岩類で厚さ100m、須原、滑川、横川、椎原、相玉、箕作、大沢等の山地を形成し、稲生沢川に沿って河内、蓮台寺、本郷にまで露出している。須原の北の山を作っている同層群は河津町湯ヶ野、大鍋に続くものであり、滑川の西方では下田市中川に通ずる峠付近では沸石、方解石を含む変朽安山岩の露出が見られ石切場付近は、緑色凝灰岩、緑色凝灰岩角礫岩である。稲生沢川の合流点、椎原付近では、安山岩あるいは変朽安山岩となり、火山性礫岩が横川に分布し、緑色凝灰岩と断層で接しており横川温泉の湧出場所にはこの断層が見られる。この西側には緑色凝灰岩、東側には火山性礫岩が分布している。この断層が横川谷を作り、温泉を湧出させている。稲生沢川に沿って箕作、落合から南に変朽安山岩の露頭が続く、蓮台寺、河内付近では著しく熱水溶涎の作用を受け、黄鉄鉱染が見られ大沢、本郷の石切場を見ると、この一帯は緑色凝灰岩で形成していることが窺われる。

（イ） 南伊豆層群

下部は安山岩の溶岩、上部は白色の凝灰岩より成る厚さ50m。大賀茂川の流域では白色の石英粗面岩質凝灰岩が広く分布し、多々戸、大浜、吉佐美、大賀茂入口を結ぶ線で、火山角礫岩（南伊豆層群下部層）が見られる。この層は、吉佐美から南へ田牛を経て南伊豆町湊付近まで続いている。多々戸浜の東側では、砂質凝灰岩と凝灰角礫岩の互層（南伊豆層群中部層）で形成され、下田から吉佐美を経て日野に至る道路では、白色の石英粗面岩質凝灰岩の露出が見られる。また、下田から大賀茂を経て南伊豆町上賀茂に至る道路にも同質の凝灰岩が分布し、大賀茂トンネル付近で安山岩の岩脈により貫かれている。下田富士は複輝石安山岩でできているが、北麓は浮石質の凝灰岩、南麓では凝灰質砂岩が分布している。また、下田小学校裏には変朽安山岩の露出が見られ周囲には安山岩礫を含んだ凝灰岩が分布している。隣接する了仙寺の裏では偽層発達した砂質凝灰岩となり、これの断層を見ることができる。

（ウ） 白浜層群

原田層 凝灰質岩石を主とし時に火山角礫岩をはさむ。一般に層理があり偽層著しく、化石を含む厚さ125m

板見層 変朽安山岩の溶岩をはさむ帯緑紫色の火山層岩を主とし貝化石を含む厚さ100m

下田市の東方地域は湯ヶ島層群、南伊豆層群、白浜層群が複雑に分布している。

赤間付近には柱状節理の斜長石英粗面岩が露出しているが、万蔵山の主部は加理石英粗面岩である。間戸ヶ浜には白色凝灰岩、凝灰角礫岩（南伊豆層群中部層）が見られ、白浜層群原田層に覆われている。また、万蔵山北西麓（下田－原田間の旧道）にも同岩層が分布している。弁天島、柿崎神社付近には、凝灰質砂岩が分布しており、上の山部落には原田層の露頭が続いている。上の山から外浦までは変朽安山岩（湯ヶ島層群）が分布し、板見岬の西で板見層（白浜層群下部）に覆われている。板見岬では板見層基底部の緑色凝灰岩と石英粗面岩が同時に堆積し、これらが湯ヶ島層群を不整合に覆っている露頭が見られる。須崎半島全体を見ると、東側は湯ヶ島層群、西側が南伊豆層群に大別できるが、港周辺は安山岩地帯である。白浜海岸には板見層の上位にある原田層が分布し、西側の高根山麓で湯ヶ島層群を不整合に覆っている。また、下田から原田に通ずる旧道に沿っては、主に原田層が分布しているがこの間に4箇所も湯ヶ島層群が露出しているから、原田層堆積当時、湯ヶ島層群は北側に高地を作り、

溺谷を形成していたと推定され、これを埋めるようにして原田層が堆積して行ったものと考えられる。また、板戸の海岸には、原田層の下位に安山岩質塊状溶岩が分布し、緑色凝灰角礫岩が露出して、浮石質凝灰岩で覆われているのが見られる。

(3) 気候

下田市の気候は、近海を北上する黒潮の影響により年平均17℃程度と全般に温暖であり、降水量も年間1,700mmを超える。

このように植物の成育に適した気候条件を有するため温帯系の広葉樹や針葉樹、亜熱帯系の植物も自生し、四季を通じて多様な草花や果実が成育しており自然の生産力に極めて恵まれた地域となっている。

風は、年間平均風速が5.3m/s(石廊崎特別地域気象観測所による。以降の観測値も同様)となっており、過去の日最大風速は、1959年8月14日に観測された東の風48.8m/sが最も強く、最近10年間の日最大風速は、2018年7月28日の33.0m/sで、これは東北東の風であった。過去の最大瞬間風速で最も強かったのは、2004年10月9日の67.6m/sで、これも東北東の風であった。

降水量は、5～10月にかけて月間降水量が約200mm以上となることもあるが、冬期は少ない。

2 社会条件

(1) 人口

下田市の令和2年の人口は、21,080人、10,729世帯(令和2年下田市統計書)である。

(2) 老年人口

老年人口は10,319人(49.0%)であり、高齢化が急速に進展している状況にある。また、老年人口の内75歳以上は4,810人であり、老年人口の約5割(全体の22.8%)を占めている。

(3) 人口密度

本市の面積は104.38km²であり、人口密度は202人/km²(=2人/ha)である。本市の人口は近年減少傾向にあり、人口密度もそれに連動して減少している。また、人口集中地区(DID)における人口密度は46.4人/ha(平成27年国勢調査)であり、DID人口密度についても平成12年以降減少傾向となっている。

(4) 道路

本市内の道路は、国道3路線(135号、136号、414号)約26.0km、県道5路線約21.1km、市道703路線約233.9kmより形成され、総延長約281.0km(令和2年下田市統計書)となっている。

市内で交通量の多い道路は、国道135号(外ヶ岡5)12,374台/12h、国道414号(東中6-8)9,486台/12h、国道136号(吉佐美字白坂555-2)9,094台/12h(平成27年交通センサス)である。

(5) 橋梁

本市域の道路にかけられている橋梁は、203橋、1,795m(令和2年下田市統計書)となっている。

(6) 鉄道

本市内には、伊豆急行線の伊豆急下田駅、蓮台寺駅、稲梓駅の3駅が設置されており、都市計画区域内には伊豆急下田駅と蓮台寺駅の2駅が立地している。

令和2年における伊豆急下田駅の乗降人員(定期利用分を除く。)は、総数が627千人、乗車人員が279千人、降車人員が348千人(令和2年新南伊豆のすがた)となっている。

第5節 予想される災害

1 地震、津波

伊豆地方は、有史以来たびたび地震・津波の災害に見舞われている。本市における近年の大震災としては、1944(昭和19)年の東南海地震(M=7.9)、1974(昭和49)年の伊豆半島沖地震(M=6.9)、1978(昭和53)年の伊豆大島近海地震(M=7.0)などがある。

本市を含めた県全域に被害を及ぼすおそれのある地震の震源地は房総沖、相模湾、神奈川

県西部、伊豆半島、駿河湾、遠州灘沖、南海道沖等である。現時点において、本市に著しい被害を及ぼすと想定される地震のうち、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾を震源域とし県下全域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード8クラスの東海地震と、神奈川県西部を震源域とし本県東部地域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード7クラスの神奈川県西部の地震などがある。東海地震の震源域では100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年（嘉永7年・安政元年）の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から78年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本市では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪5千人を超える死傷者の発生が想定されている。

このほかに、山梨県東部、静岡県中部などを震源とする地震においても注意を払っておく必要がある。

なお、津波については、これらの沿岸の地震によるものに対する警戒は元より、太平洋の遠方の海域を波源域とする遠地津波についても警戒が必要である。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他本市において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

2 風水害

過去において、水害は稲生沢川などの主要河川が直接原因となって起こる場合が多かったが、最近ではむしろ、主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策が遅れている中小河川に水害が発生する事例が多くなってきている。平成3年9月には、局地的豪雨により落合地区で死者4名を出す災害が発生した。この時の降雨量は、総雨量392mmで時間最大雨量90mmを記録した。

災害は予期されない事態によって起こるものであって、主要河川にあってもなお災害発生の要素を持っており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6～7月の梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

本市の地勢は、三方を山に囲まれており、このため急傾斜地下に集落が点在している。急傾斜地崩壊危険区域が46箇所指定されており、豪雨、地震時には相当の被害が予想される。

4 火災

近年、ホテル、旅館の大型化が進み、さらに生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、多数の人命が失われる危険が高まっている。

5 高潮、高波

太平洋に面し長い海岸線を有しているので、台風や低気圧等による高潮、高波の影響を受け易いので警戒が必要である。

6 水難

市内の海岸では、特に夏、海水浴客の増加あるいは、ボート、ヨット等のマリレジャーの多様化により、水難事故の発生が予想される。

7 原子力災害

「原子力災害」については、静岡県内に浜岡原子力発電所があり、本市は静岡県が定めた原子力災害対策を重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

8 その他

不慮の災害として、航空機の墜落、火山の噴火、有毒ガスの発生、排出油の漂着などの大規模な災害が発生しており、本市でも発生の可能性がある。

9 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての被害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、1707（宝永4）年10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

1 基本方針

市は、下田市国土強靱化地域計画（令和3年3月）に基づき、訓練・啓発活動等の住民や観光客などの保護対策、さらには施設強化等の基盤整備を推進し、総合的な地域防災力の向上を図っていくものとする。

2 計画策定上の重視事項

- ・事前復興の視点を取り入れた、安全・安心で魅力ある地域づくり
- ・ハード対策及びソフト対策の効果的な連携
- ・超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携
- ・行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保
- ・基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携

第2節 避難地・避難路整備計画

1 避難地・避難路の整備

都市における災害を防除するためには、恒久的な防災対策の面から都市構造の強化を図る必要がある。特に市街地では、災害が複合的に発生拡大し、都市機能の麻痺を招くだけでなく、多くの人命、財産の損失をもたらすおそれ大きい。

災害時に可能な限り住民の生命の安全を確保するため、関連する事業を効果的に実施し、避難地や避難路の整備を図ることにより防災都市化を推進する。また、将来的に建設が予定される伊豆縦貫自動車道についても、災害時の一次避難場所や避難路としての活用を図る。

2 避難地の整備

避難地については、避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険度の解消を図る。

3 避難路の整備

避難路については、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

4 避難地・避難路周辺の建築物の耐震化、不燃化等

避難者の生命、身体を守るため、その周辺、沿道の建築物の耐震化及び不燃化、並びに工作物の倒壊、落下等の防止対策を促進し、地域防災の向上を図る。

第3節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害の拡大予防、被災状況の把握、災害応急対策、災害復旧対策にとって重要な業務である。したがって災害時に、その機能が確保できるよう、転倒防止対策を含めた情報通信の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化等の防災対策の推進を図る。また、常時これらの整備点検を行うと同時に設備の充実を図る。

1 通信手段

(1) 同時通報用無線（昭和55年に整備し、非常災害時等の広報に使用されている。）

現況は資料編「同時通報用無線配置表」による。

ア 子局受信施設の拡充を図り、難聴地域の解消に努める。

イ 戸別受信機等の整備を進め、自主防災組織を中心に情報伝達の拠点づくりに努める。

ウ 災害時における本庁舎の使用不能に備え、下田市民スポーツセンターへの基地局の整備を図る。

(2) 防災行政無線

ア 災害時における情報通信の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和48年に防災行政無線システムとして整備した。現況は資料編「行政無線配置表」による。

イ 平成24年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（デジタル防災行政無線通信システム）、平成26年度から運用を開始した。現況は資料編「デジタル防災行政無線通信システム無線局回線構成図」による。

2 県総合情報ネットワーク

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県総合情報ネットワークで行う。この県総合情報ネットワークは、ファクシミリ、データ通信、映像伝送等を利用して一層、情報の正確と迅速を期するものである。

3 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

住民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減を図るため、衛星通信と市の同時通報用無線（子局受信施設、戸別受信機）を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J－ALERT）の適正な維持管理や運用に努める。

全国瞬時警報システム（J－ALERT）

大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
【消防庁】

4 ふじのくに防災情報共有システム

地震・気象情報、道路情報等の重要情報を県、他市町及び自衛隊等の防災関係機関と共有するとともに、市から県への被害報告・支援要請を確実に送受信し、同情報については他市町や関係機関と共有する。また、県災害対策本部の速報と避難情報に関して、公共情報コモンズやエリアメール等の多様な媒体により、自動的に住民等に発信する。

5 その他の通信設備

(1) 通信設備の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

(2) 特設公衆電話の事前設置

大規模災害等が発生した際、事前に定めた避難所等に回線及び電話機接続端子を施設しており、災害発生時に電話機を接続することで、被災者又は帰宅困難者へ通信の提供（主に災害用伝言ダイヤル171）を可能とするために設置している。

(3) 防災関係機関等相互間の通信手段

地震、台風等の非常災害時には、地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関等相互間の通信手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。

6 安否情報提供システムの整備

市は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムを利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。

7 気象観測機器

気象観測の機器としては記録的豪雨の際の大災害回避のため、市独自により市内7箇所に雨量計を設置しテレメーターにより監視を図る。また、静岡県総合情報ネットワークシステム（砂防端末装置）により市内各所の雨量情報を監視し、集中豪雨の際に県設置の土砂災害相互通報システムや同時通報用無線等により住民に危険情報を周知する。

8 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

第4節 災害救難用ヘリコプター及び防災資機材整備計画

この計画は、市が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、災害時に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平常時からこれらの整備点検についての計画も併せて明らかにするものとする。また、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確立しておくものとする。

なお、災害救難用ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努めるものとする。

1 消火等に必要な機械器具

住民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害による被害を軽減するため、必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備にあっては基本消防力を目標とする。

- (1) 整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。
- (2) 下田市消防団が保有する機械器具及び消防水利は別に定める。

2 その他の資機材

防災の用に供するための資機材は下記に定めるとおりであるが、年次計画により不足資機材の整備充実を図るものとする。なお、不足資機材については現に各課で保有する資機材をもって対処し、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確保しておくものとする。

名称	内容
水 防 資 機 材	坑木、土のう袋、縄、鉄線、垂木、担架、スコップ、ツルハシ、鋸、ペンチ、掛矢、一輪車、鉄線ばさみ、照明具、救命綱
救 助 用 資 機 材	担架、ヘルメット、毛布、投光器、拡声器、ロープ、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット、折り畳み椅子、チェーンソー
給 水 用 資 材	給水車、ろ水機、給水用タンク、布製水槽
そ の 他	防災テント等その他防災上必要な資機材

第5節 火災予防計画

この計画は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を未然に防止するとともに、火災の延焼拡大を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用施設の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

1 火災予防対策

(1) 都市防災対策の推進

市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて、建物の不燃化、難燃化を推進し、火災の発生防止及び被害の軽減を図る。

(2) 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3) 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数のものが出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理講習会を実施し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し防火管理の徹底を図る。

(4) 防火対象物の火災予防

市は、多数のものが出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

(5) 住宅防火対策の推進

市は、住宅防火による被害の発生の防止及び軽減を図るため、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、寝具、衣類等に防災製品を使用するよう積極的に指導し、住宅防火による被害の発生の防止及び軽減を図る。

(6) 防火思想の普及

市は、定期的に実施する火災予防運動を積極的に展開するとともに、自治会、町内会、各種団体及び事業所等を対象とした防火講習会、講演会、防火訓練等を随時開催して防火思想の普及高揚に努める。

2 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 消防施設の整備

市は、地域に即した消防活動に要する消防署施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。

(3) 消防救急の広域化の推進

市は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

(4) 消防力の現況

市における消防力の現況は、資料編「消防関係」のとおりである。

(5) 消防職員及び消防団員の教育

市は、消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(6) 消防団の活性化

市は、災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。特に市は、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(7) 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

3 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

(1) 防火思想の普及

市は、林野火災予防のため、林野所有者、林野周辺住民及び入山者に対して、各種広報媒体の活用等により、防火意識の高揚を図る。

(2) 林野火災の予防指導

市は、林野所有者に対し、下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年4月1日条例第19号）に基づく届出及び火災警報発表中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。

(3) 火災防御体制の整備

市は、災害救難用ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い、地域の実情に即した防御体制の確立を図る。

(4) 山間部のパトロール

市及び消防団は、随時、山間部のパトロールを実施し、火災の早期発見と被害軽減に努めるとともに、火災警報発表中及び強風等の際の火の使用制限の徹底を図る。

4 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から県知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

(1) 火災気象通報の基準

ア 実効湿度50%以下、最小湿度30%以下が予想されるとき。

イ 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で、かつ最大風速が7m/s以上と予想されるとき。

ウ 最大風速12m/s以上が1時間以上続くと予想されるとき。ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する）

(2) 県知事からの伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

(3) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報の伝達を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表し、その後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第6節 危険物施設保安計画

市内における危険物貯蔵所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策について円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の軽減を図るものとする。

1 施設の現況

危険物貯蔵所等の施設の現況は、資料編「類別危険物施設」のとおりである。

2 予防査察

(1) 市は、それぞれ貯蔵所、取扱所に対する安全度及び消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導取締りを実施する。

(2) 市は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設については改修等の指導を強化する。

(3) 市は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

(4) 市は、危険物施設の保安点検の推進を図る。

(5) 市は、化学消火剤の備蓄に努める。

3 保安教育

危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講習会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第7節 ガス保安計画

この計画は、都市ガス及び高圧ガス（高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及び拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス事業の現況

資料編「ガス事業者一覧表」のとおりである。

2 ガス保安体制の整備

(1) 保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規程の写しを市に提出するものとする。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 市及び県並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を市に提出する。

3 ガス保安施設の設備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場合に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

4 ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

ア 都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。

イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ 他工事業者は、工事の施工に際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置の協力するものとする。

オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のための設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 市は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係

保安団体の育成に努める。

ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第8節 道路鉄道等災害防止計画

この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

1 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

2 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立
動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等
豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報
豪雨、積雪等の異常気象による鉄道の運行規制状況については、広報を行う。

第9節 防災知識の普及計画

市は、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に防災に関する知識と災害予防・応急対策を啓発指導することで、災害時における的確な判断力や防災に関する知識及び技術等の個々の防災力向上を図る。また、災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の趣旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。さらに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害による

リスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務経験者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及について次の方法により行う。

- (1) 学校教育、社会教育を通じての普及
災害の種類、原因等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育の全体を通じ、また、成人学級・社会学級等の場を通じ防災教育の徹底を図る。
- (2) 職員及び関係者に対する普及
防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
- (3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及
市民等に対し、その時期に応じてラジオ、テレビ、新聞及びインターネットを通じた市のホームページやソーシャルネットワーキングサービス等の広報媒体を通じ、また、ハザードマップやパンフレット等の印刷物を作成配布し防災知識の向上を図る。
- (4) 映画、スライド、講演会等による普及
防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者及び市民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。
- (5) 県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及
静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための行動への識能の向上を図る。

2 普及すべき内容

市は、防災の知識の普及に当たっては、周知の徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 下田市地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する情報
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底
 - エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、多様な避難生活又は在宅生活継続のいずれにも対応するための準備
 - オ 避難所の適正な運営
 - カ その他災害の態様に応じてとるべき手段の方法等
 - キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
 - ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

3 職員に対する防災教育

市は、気象・水防の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図り、専門性のあるリーダーを育成する。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

内容については、次の事項についての教育を行うものとする。

- (1) 地震・津波等の防災に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の災害発生に関する知識
- (3) 第4次地震被害想定の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「下田市地域防災計画」の概要及び市が実施している地震等の防災対策
- (6) 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

各号のうち、(6)～(8)については、年度当初に各課等において所属職員に対し十分に周知するものである。また、各課は所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする

4 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、下田市の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。

(1) 生徒等に対する指導

ア 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、学級活動、HR（ホームルーム）活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等、教育活動の全体を通して実践する。

イ 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、実際の災害を想定した避難シミュレーションの遂行やワークショップなどにより、学校の防災訓練の充実を図る。

ウ 防災カードを作成、配布し、防災活動の徹底を図る。

エ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、ボランティア学習の充実を図り、発災後において地域のボランティア活動に主体的に参加できるようにする。

オ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急救護、初期消火等の訓練の充実を図る。

カ ハザードマップを活用した、日常的な視点を盛り込んだ教育・啓発を行う。

(2) 防災推進協力校

学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。

(3) 応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

5 住民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県ふじのくに防災フェロー、静岡県ふじのくに防災士、その他防災士等（以下「ふじのくに防災フェロー等」という。）の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 東海地震等の災害発生に関する知識
- (イ) 第4次地震被害想定の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突然地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- (カ) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ケ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ス) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (セ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者及び男女双方の視点の配慮
- (チ) 安否情報の確認のためのシステム
- (ツ) 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- (テ) 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (ト) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

イ 啓発の手段及び方法

- (ア) パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、DVD及び報道機関等の媒体やふじのくに防災フェロー等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、普及を図る。
- (イ) 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について早急に周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から社会の一員

としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

(ア) 住民に対する一般的な啓発に準ずる。

(イ) その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 啓発の手段及び方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

ア 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映像媒体等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。

これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

イ 市は、県・国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 自動車運転者に対する啓発

市は、下田警察署と協力して、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

市は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

ア 警戒宣言発令時

(ア) 避難における車の使用禁止等自動車の運行の自主的制限

(イ) 車を離れる時の注意事項等交通規制、交通整理に関する協力

イ 地震発生時

(ア) 運転を中止するに当たっての注意事項

(イ) 避難における車の使用禁止

(ウ) 交通規制、交通整理に関する協力

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や、劇場等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(6) 相談窓口等

市は、それぞれの機関において所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総括的な事項及び特定の事項に関する相談窓口等は、次のとおりである。

ア 総括的な事項 防災安全課防災係

イ 建築に関すること 建設課都市住宅係

ウ 消防に関すること 防災安全課消防安全係（必要に応じ下田消防本部）

6 地区担当職員の教育

市長は、職員を地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加させるとともに、職員に対し当該活動を指導するための教育を行う。

7 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項について広報を行う。

防災関係機関については、「第1章 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照。

8 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に

関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に整備・保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組みを推進する。

第10節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。
- (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
 - ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。
 - イ 新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。
- (7) 要防災地域の防災パトロールの実施
危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

- (1) 地震
市は、過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
- (2) 津波
市は、過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
- (3) 風水害
市は、過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
- (4) 大火災
市は、火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第11節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として、選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の推進
- ウ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次の通りとする。

- ア 市はできるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県に支援を求めるものとする。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるもの

とする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2 次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいのある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

イ 2 次的避難所

- 2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制、また、避難地の管理条件等については「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との相互連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

また、市及び県は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。

第12節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、県及び防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

1 総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練・土砂災害訓練の実施

市は、災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている状況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点を置き、総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練・土砂災害訓練を行う必要がある。また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制

- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊出し
- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

2 防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとする防災関係者は、各種防災知識を取得及び体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練及び連携訓練を実施するものとする。

3 非常通信訓練

市は、災害時において、被災地から下田市災害対策本部及び関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。

4 防災訓練のための通行の禁止又は制限

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があるとき、県公安委員会に申請し、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

5 防災訓練実施後の評価等

市は、防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

6 災害ボランティア本部等立上げ及び運営訓練

市は、災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動の推進のため、NPO法人等の災害ボランティア組織等が行う災害ボランティア本部の立上げ及び運営訓練を支援する。

なお、実施に当たっては、災害時にボランティアの支援を受ける立場になる住民等への啓発に努める。

第13節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、広域被災が予想される東海地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、住民一人ひとりが十分な防災意識を持ち、訓練を積み重ねることにより防災対策を覚え、実践しなければならない。また、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等が有機的連携を保ち、自発的に防災組織を作ることによって効果的なものとなる。したがって、当面東海地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

資料編「自主防災組織結成状況及び主要防災機材整備状況」

(1) 組織

自主防災会等を活用し、防災委員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。
また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織に消火班、救出・救助班、情報班、給水班、避難誘導班、生活班等をおき、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市は、地域住民の自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実させるため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

4 住民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、住民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲を持ち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

ア 防災気象に関する知識の習得

イ 地震防災に関する知識の習得

ウ 地域の危険度の理解

エ 家庭における防災の話し合い

オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施

キ 家屋の耐震診断、補強等

ク 家具、その他落下倒壊危険物の対策

ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え

シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動の確認

ス 動物の飼い主については、ペットフード等飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

(2) 東海地震注意情報発表時に実施が必要となる事項

ア 正確な情報の把握

イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする要配慮者に限る。）

(3) 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活の準備
- オ 自動車の運転の自粛

(4) 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は県や市及び消防団等その他の防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりがもつよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し啓発を行う。

主な啓発事項は、次に掲げるとおりである。

- (ア) 東海地震及び神奈川県西部の地震等に関する知識
- (イ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容
- (ウ) 平常時における防災対策
- (エ) 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応
- (オ) 災害時の心得
- (カ) 自主防災組織が活動すべき内容及び組織の構成員の役割

イ 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民に対する防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役としてウ以下の諸活動の企画、実施に参加するものとする。

ウ 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配付することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

エ 地区防災計画の作成

地域の危険度を確認し、その地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を、各地区ごとの防災計画としてあらかじめ定めておくものとする。

主に計画に含める事項は、次に掲げるとおりである。

- (ア) 計画対象地区の範囲
- (イ) 基本的な考え方（基本方針、活動目標）
- (ウ) 地区の特性（自然特性、社会特性、防災マップ等）
- (エ) 防災活動の内容（体制、平常時、発災時、復旧・復興時の活動）
- (オ) 実践の検証（実際の活動についての検証、意識啓発、見通し等）
- (カ) 今後の活動について

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うことに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (ア) 世帯台帳
- (イ) 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
- (ウ) 人材台帳
- (エ) 自主防災組織台帳

カ 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

キ 避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

ク 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練その他の訓練において、災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市及び防災関係機関等と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 総合防災訓練

- あ 情報の収集及び伝達訓練
- い 出火防止及び初期消火訓練
- う 避難訓練
- え 救出及び救護の訓練
- お 炊出し訓練
- か 給水訓練
- き その他の訓練

(イ) 地域防災訓練

12月第1日曜日「地域防災の日」に自主防災組織を中心とした、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(ウ) 津波避難訓練

津波対策推進旬間に「津波警報・大津波警報」が発表されたことを想定し、津波避難訓練を実施する。

(エ) 土砂災害訓練

情報伝達手段の確認、土砂災害警戒情報を活用した避難指示の発令、要配慮者支援を取り入れた住民避難、避難所・避難経路の安全確認等を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を目的として実施する。

ケ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の指導協力の下に自主防災組織づくりを推進するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、県の指導協力の下に自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために必要な資料の提供、研修会の開催等を行い、自主防災組織の育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織中核的リーダー研修への自主防災組織役員の派遣
市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)を対象とし、防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成することを目的とする。
 - イ 自主防災組織役員を対象とする防災講演会の開催
 - ウ 自主防災組織内研修への市職員の派遣
防災委員を対象とし、防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資することを目的とする。
- (3) 防災委員制度
市は、自主防災意識及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員を委嘱する。防災委員の任期は、3年以上とする。
- (4) 組織活動の促進
市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。
- (5) 自主防災組織への助成
自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は県とともに必要な助成を行う。
- (6) 地域防災指導員制度
市は、地域防災指導員を選任・育成し、県の指導協力の下これを養成し、自主防災活動の充実と地域防災力の向上に努める。

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取り扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、平常時からの準備や訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

なお、市は消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努める。

8 コミュニティ防災センター（消防センター）の設置計画

市はコミュニティ防災センター及びコミュニティ消防センターの設置を検討し、自主防災組織及び消防団の拠点として次の事項等について活用するものとする。

- (1) コミュニティ防災センター
 - ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
 - イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
 - ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。
- (2) コミュニティ消防センター
 - ア 平常時は自主防災活動及び消防団活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
 - イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織及び消防団の地震防災応急対策の活動拠点とする。
 - ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動及び消防団活動等の拠点とする。

9 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第14節 事業所等の防災活動

1 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- （１） 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- （２） 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- （３） 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- （４） 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、機材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- （５） 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

2 平常時からの防災活動の概要

- （１） 防災訓練
- （２） 従業員等の防災教育
- （３） 情報の収集、伝達体制の確立
- （４） 火災その他災害予防対策
- （５） 避難対策の確立
- （６） 救出及び応急救護等
- （７） 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- （８） 施設及び設備の耐震性の確保
- （９） 予想被害からの復旧計画策定
- （10） 各計画の点検・見直し

3 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。また、市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内容
県、市	・ 県は、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 ・ 県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・ 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 ・ 県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
重要施設の管理者	・ 県、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・ 県、市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 ・ 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。 ・ 県、市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

ライフライン事業者	・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 ・県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
-----------	---

第 17 節 被災者生活再建支援に関する計画

区分	内容
人材育成	・県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 ・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。
実施体制の整備	・市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第18節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第19節 ボランティア活動に関する計画

1 災害ボランティア活動の支援

市は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

- (1) 災害ボランティアの養成及び組織化

市は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、災害ボランティア及び災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターを養成する研修や、災害ボランティア本部等の開設及び運営等の訓練を支援するとともに、災害ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

- (2) 災害ボランティア活動に関する住民の啓発や促進参加

災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に活かされるよう、地震防災等に関する知識の普及、啓発に努め、災害ボランティア活動に対する住民の啓発及び災害対策活動の促進を図る。

- (3) 災害ボランティアコーディネーター等との連携

市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行うNPO法人賀茂災害ボランティアコーディネートの会との連携に努めるものとする。

2 通訳ボランティア活動の支援

- (1) 通訳ボランティアの養成及び組織化

市は、公益財団法人下田市振興公社等と協力し、通訳ボランティアを養成する研修や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施するとともに、通訳ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

- (2) 通訳ボランティア活動に関する住民の啓発や促進参加

通訳ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に活かされるよう、地震防災等に関する知識の普及、啓発に努め、災害ボランティア活動に対する住民市民の啓発及び災害対策活動の促進を図る。

第20節 観光客等対策

市は、大規模災害が発生し、道路の寸断や鉄道等の交通機関の運行が停止した際の観光客又は市内に在勤、在学、その他の目的により一時的に滞在する者（以下「観光客等」という。）の支援を行うため、平常時から関係機関、輸送機関、観光協会及び旅館・ホテル業者等と連携を図り、災害時に適切な対応がとれるよう体制整備を図る。

1 観光客等への防災情報の提供

- (1) 市は、避難経路や避難所を示す案内やハザードマップ等を駅や旅館・ホテル、海水浴場等の観光客等が滞在する場所に適切に配置し、地域に不案内な観光客等に対する情報提供

体制や避難誘導體制、防災情報の周知を図る。

- (2) 市は、災害時には、携帯メール、市ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、防災行政無線及び広報車等を活用し、気象予報・警報等の災害情報や鉄道の運行情報等、必要な情報の提供を行う体制の整備を図る。

2 観光客等への支援の検討

- (1) 市は、市内の旅館・ホテル業者、旅行業者に対して、災害時における情報提供や観光客等の一時収容等の協力を求める。
- (2) 観光客等の集中が想定される旅館・ホテル、観光施設においては、災害時に必要となる観光客等への水・食糧や日常生活必需品の備蓄を検討する。

第21節 要配慮者支援計画

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速かつ的確な支援の実施体制を整備することを目的とする。

1 要配慮者支援体制の整備

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

- (1) 行政機関
下田警察署、下田消防本部、賀茂健康福祉センター等
- (2) 地域組織
自治会、隣組等
- (3) 福祉関係者、福祉関係団体
下田市民生委員児童委員協議会、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者家族相談員、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、下田市老人クラブ連合会、介護保険事業所、障がい者団体等

2 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

- ・市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。
- ・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を、市地域防災計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、作成する。
- ・市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ・市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。
- ・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける

者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずる。

- ・市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ・市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

4 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

6 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

7 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第22節 避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方（全体計画）を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

1 避難支援等関係者の決定

全体計画の策定に当たっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そ

のため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

（1） 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ アからカに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（2） 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係各課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

（3） 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成に当たって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ア 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
- イ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合

【自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）】

- ア 寝たきりの者
- イ 肢体の不自由な者
- ウ 耳や目の不自由な者
- エ 音声言語障がいのある者
- オ 精神障がいのある者
- カ 内部障がいのある者
- キ 知的障がいのある者
- ク 認知症の者
- ケ そのほか、援護を必要とする者

3 名簿の管理

（1） 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、『下田市における情報セキュリティポリシー』に基づき遵守を徹底する。また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

4 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供に当たっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明した上で、意思確認を行うものとする。さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (2) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

5 避難のための情報伝達

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、自主避難の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発表し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

【情報伝達の例】

- ・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

第23節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第24節 応急住宅

1 応急仮設住宅

(1) 建設型応急住宅

市は、応急仮設住宅の用地に関し、津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

2 公営住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第25節 複合災害対策及び連続災害対策

市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対策が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

第26節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第27節 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認や安全の確保に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

この計画は、法第62条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的措置等災害の拡大を防止するために市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置についての概要を示す。

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）に定めるとおり、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にあるので、防災計画の内容、性質に鑑み、連絡調整を図る必要があるものについては、その都度、県と協議して定めるものとする。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）、第51条（情報の収集及び伝達等）及び第53条（被害状況等の報告）の規定等に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集及び伝達に関する事項
 - ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
 - イ 降雨、降雪、河川水位、海岸水位
 - ウ 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
 - エ 人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路、鉄道等の被害の状況
 - オ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
 - カ 消防、水防等の応急措置の状況
 - キ 食糧その他緊急に補給すべき物資及び数量
 - ク 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
 - ケ 医療品その他衛生材料の補給の安否
 - コ その他法令に定めがあるもの（警戒宣言等）
- (2) 被害状況等の報告に関する事項
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域
 - エ 被害の程度
 - オ 災害に対してとられた措置
 - カ その他必要な事項
- (3) 警報の発表及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (4) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (5) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (7) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (8) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (9) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (10) 緊急輸送の確保に関する事項
- (11) 観光客等の避難誘導に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 この計画を理解し、実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理

するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて、関係機関は相互に協力する責務を課せられている。この計画の運用についても、関係機関は元より公共的団体、個人を含め相互協力の下に処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待するものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 要請について

市長は、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県、その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、かつ的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信・電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への連絡周知について

市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

- ・機関名
- ・所属部課名
- ・氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応

急措置を知事が代行する場合は、下田市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 知事が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、また物資の調達をした場合、経費の精算は応援または供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

この計画は市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 下田市防災会議

ア 下田市防災会議の編成は、資料編「下田市防災会議委員名簿」に定めるところによる。

イ 運営は下田市防災会議条例（昭和37年下田市条例第18号）の定めるところによるものとする。

(2) 下田市災害対策本部

ア 編成

下田市災害対策本部編成は、資料編「下田市災害対策本部編成図」の定めるところによる。

イ 運営及び事務分掌

下田市災害対策本部編成図による各部運営の事務分掌は、資料編「下田市災害対策本部条例（昭和37年下田市条例第10号）及び下田市災害対策本部運営要領」に定めるものとする。

ウ 設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるときとする。

エ 標章

(ア) 本部活動を円滑に進めるため、資料編「下田市災害対策本部標章」の掲示板標識を定めるものとする。

(イ) 災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか「下田市災害対策本部」の腕章を着用する。

(ウ) 災害時において非常活動に従事するときの本部の自動車等には標識をつけるものとする。

(エ) 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、法第83条第2項（立入りの要件）に規定する身分を示す標章も本証で兼ねるものとする。

オ 設置場所

(ア) 災害対策本部は下田市役所大会議室におき、大災害により市役所が使用不能となるおそれがある場合は、市長の判断により、下田市民スポーツセンターへ移行する。

(イ) 災害対策本部を設置すると同時に対策本部の電話を増設する。

カ 廃止

(ア) 市長（本部長）が災害の危険が解消したと認めた場合

(イ) 市長（本部長）が市域において、災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。

(3) 下田市水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は別冊「下田市水防計画書」の定めるところによるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に編入されるものとする。

(4) 本部会議

- ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部会議を開催する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長（副市長、教育長）、本部付及び部長をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- ウ 本部要員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について必要に応じて本部会議に報告する。
- エ 本部長は被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部会議への連絡員の派遣を要請することができる。

2 配備基準及び配備体制

配備基準及び配備体制は、資料編「配備基準」による。

第3節 応援動員計画

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合における実施時期、対象者、実施方法等を明らかにして、応急措置を実施するに必要な人員を確保することを目的とする。

1 動員の実施基準

(1) 動員の時期

市職員の動員の時期は、資料編「配備基準」に定める配備体制により実施する。動員時には職員の参集不足の際の業務継続の観点から、参集状況を踏まえた優先度の高い業務を考慮した動員実施を行うものとする。

市長は、災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ適切に実施するため、要員の派遣等の要請を行う。

(2) 動員（要請）対象者

- ア 市職員
- イ 消防団員
- ウ 県職員
- エ 警察官
- オ 自衛官
- カ 海上保安官
- キ 医師、歯科技師又は薬剤師
- ク 保健師、助産師又は看護師
- ケ 土木技術者又は建築技術者
- コ 大工、左官又はとび職
- サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

(1) 市職員の動員

災害応急対策における各体制に必要な動員計画は、下田市災害対策本部運営要領により行うものとし、状況に応じ次の配備体制に移行する。資料編「配備基準」

- ア 災害対策本部が設置されていないとき
 - (ア) 事前配備体制（情報収集体制）
 - (イ) 事前配備体制（警戒体制）
 - (ウ) 警戒本部設置準備体制（原子力災害のみ）
 - (エ) 警戒本部体制（原子力災害のみ）
- イ 災害対策本部が設置されたとき
救助復旧体制

(2) 消防団員の動員

市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し応急措置の実施が必要であると認めるときは、消防団長に出動の準備をさせ出動を命ずるものとする。

市長の動員要請があった場合、資料編「下田市消防団火災・災害動員表」の通りとする。
他の市町への消防団員の派遣については、知事の要請に基づき派遣するものとする。なお、動員派遣中の消防団に対する指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

(3) 県職員の派遣要請

法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 警察官の動員要請

警察官の出動を必要とする場合は、下田警察署長に対し応援動員を要請する。

(5) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請に関する必要な事項は（第3章第29節 自衛隊派遣要請計画）の定めるところによる。

(6) 海上保安官に対する支援要請の要求

第三管区海上保安部への支援要請の要求に関し必要な事項は（第3章第30節 第三管区海上保安部に対する支援要請計画）の定めるところによるものとする。

(7) 医療助産関係者の応援動員要請

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は（第3章第14節 医療・助産救護計画）の定めるところによる。

(8) 土木、建築業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）

動員要請を行う場合は、（一財）下田建設業協会又は直接、個人に対し行うものとする。

他の市町への応援動員の派遣については、知事の要請に基づき派遣するものとする。

なお、派遣中の応援動員の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

(9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合、次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにした上で派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 県知事等又は他の市町村長に対する応援の要求等

次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に対し必要な事項

3 受入体制の確立

- (1) 全ての動員者の作業が効率的に行えるよう、動員者の受入体制を確立しておくものとする。資料編「動員者の受入場所」

- (2) 動員により応援を受ける場合は、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

この計画は、情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県、防災関係機関及び自主防災組織等との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

なお、災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合における必要な情報の収集、又は通報のための通信は、資料編「通信情報網図」のとおりである。

1 基本方針

- (1) 市・県間の緊密化
 - ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部賀茂方面本部（以下この章で「県方面本部」という。）と市災害対策本部相互間のルートの基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携の下に行う。その際、第4次地震被害想定を踏まえ、市が十分な情報を得られない場合においては、県が実施するへりによる重点的な情報収集結果の問い合わせを行うものとする。
 - イ 情報活動の緊密化のため、警察署は県方面本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県方面本部からの市災害対策本部への派遣職員を受け入れ協力する。
 - ウ 地域と市災害対策本部との情報活動の緊密化のため、防災拠点に地区担当班職員を置く。
- (2) 報道機関との情報活動の連携
 - 下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社は、あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。
- (3) 情報活動の迅速的確化
 - 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い班等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める。
- (4) 情報伝達体制の確保
 - 県、市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (5) 防災関係機関相互の連携体制の構築
 - 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。

2 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知

- (1) 県から通知される気象等情報の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部若しくは、防災安全課防災係）において受理する。
- (2) 気象予報、気象警報の収集及び伝達は、通信施設を活用して行う。なお、気象等の注意報・警報・特別警報の種類、発表基準は資料編「気象等の予報及び警報の種類と発表基準」のとおりである。

- (3) 気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車、下田市メール配信サービス等を活用して住民等に対して周知徹底を図るものとする。

3 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い班等をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
- (2) 地区担当班職員、消防、水防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確に地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集にあたるものとする。
- (3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- ア 被害状況
 - イ 避難の指示又は警戒区域設定状況
 - ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
 - エ 物資の価格、役務の対価動向
 - オ 金銭債務処理状況及び金融動向
 - カ 避難所の設置状況
 - キ 避難生活の状況
 - ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
 - ケ 応急給水状況
 - コ 観光客等の状況

4 情報の収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、県総合防災情報支援システム及び市の防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

- (1) 職員派遣による収集
地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害情報及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (2) 自主防災組織等を通じた収集
自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (3) 参集途上の職員による収集
勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

5 被害状況等の報告

- (1) 市長に対する報告
- ア 関係課長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。
 - (ア) 災害の原因
 - (イ) 災害の発生した日時
 - (ウ) 災害が発生した場所又は地域
 - (エ) 人的被害・建物被害・施設被害等の被害程度
 - (オ) 災害に対して執られた措置
 - (カ) その他必要事項
 - イ 下田警察署長は、災害情報を市長に通報する。

(2) 知事に対する報告

市長は、災害発生後に適宜、定められた様式・手順により静岡県災害対策本部賀茂方面本部長（賀茂地域局長）を経て県本部長に報告する。

人、住家等の被害、土木、農地、林野、農作物等の被害については、併せて関係出先機関の長に報告する。

ア 被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、被害程度の認定基準「別表2」に基づき被害速報（随時）により賀茂方面本部長を経て、県本部長に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し賀茂方面本部長に報告する。ただし、賀茂方面本部長との連絡が不可能な場合は県本部長に、県本部長との連絡が不可能な場合は消防庁に報告する。

なお、連絡が付き次第、県本部長及び賀茂方面本部長にも報告する。

イ 定時報告

市長は、定められた時間に賀茂方面本部長に定時報告をする。市長は、可能な限り最新の被害状況を（災害定時及び確定報告書により）把握しておくものとする。なお報告時間は災害発生の都度、県が定める。

ウ 確定報告

市長は、被害状況確定後速やかに被害状況報告書により賀茂方面本部長を経由して県本部長に文書をもって報告する。

エ 留意事項

災害発生報告又は被害報告の通報とともに県に対し要請すべき事項のある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

(3) 内閣総理大臣に対する報告

法第53条第1項に規定する県に報告ができない場合に市が内閣総理大臣に報告すべき災害は、以下のとおりである。

ア 市が災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ 「火災・災害等速報要領」で定める「速報基準」に該当するもの。

エ 消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を観測した場合は、直ちにその状況を直接消防庁及び県災害対策本部へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。県災害対策本部にも連絡が付き次第報告する。

オ 災害対策本部は「情報広報実施要領」に定める情報項目について速やかに県方面本部を通じて県災害対策本部に対し要請を行うものとする。

カ 県に対し要請すべき事項のある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。ただし、大規模な災害時や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第1報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は生ずるおそれのある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第1報を行う。

把握できる範囲内で第1報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害の状況の変化に従い、逐次、第2報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

なお、内閣総理大臣への報告は、市からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、平成7年の災害対策基本法改正により、中央防災会議へは内閣総理大臣から通報することとされているところである。

(4) 下田市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、下田市防災会議に報告するものとする。

6 防災関係機関

「情報広報実施要領」により情報項目について、速やかに市災害対策本部等に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

7 情報伝達手段及び通信系統

災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信は、資料編「通信情報網図」のとおりである。

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

- (1) 防災行政無線
主として市と県間の情報伝達に用いる。
- (2) 県総合防災情報支援システム
主として市と県間の情報伝達に用いる。
- (3) その他の無線及び有線電話等
同時通報用無線、消防無線、有線電話、衛星携帯電話、インターネットメール、下田市メール配信サービス、エリアメール（緊急速報メール）等を用いて情報の伝達を行う。
また、個人が使用しているアマチュア無線等についても、情報伝達的手段として、協力を要請する。
- (4) 報道機関への協力要請による伝達
住民等に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
- (5) 自主防災組織を通じての連絡
主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
- (6) 広報車等の活用

8 異常現象発生のお知らせ

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、頻発地震、異常水位、地すべり、土地隆起等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は下田警察署に通報するものとする。

9 災害の被害等の情報の収集及び伝達

- (1) 被害の調査－（り災台帳）－（り災証明書）
被害状況の調査に当たっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を作成整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。
- (2) 被災者支援システムの活用
被災者の迅速な生活再建に必要となる、被災者台帳の作成、り災証明の発行、避難所及び仮設住宅の管理、義援金の給付や生活支援金の貸付管理等、被災者支援に関する様々な業務に対応可能な「被災者生活再建支援システム」の運用を行い、被災者の生活再建支援体制のさらなる強化を図る。
- (3) 突発災害の場合
事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、「第32節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

10 通信途絶時における措置

(1) 同時通報用無線の活用

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し住民に情報の周知徹底を図る。

(2) 非常通信の利用

災害の発生により有線通信回線の利用ができなくなった場合、防災行政無線をはじめ防災関係各機関の無線通信を最大限に利用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

(3) 非常電報等の利用

非常電報・緊急電報

西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時において、一般住民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに各報道機関、県広報組織との協力体制を定め広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者や観光客に配慮した広報を行うものとする。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報事項

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

広報事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機器、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (8) 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努める。

2 広報実施方法

資料編「災害対策本部運営要領」「主たる広報内容と取材先」「報道機関一覧表」

(1) 連絡の協調、情報の収集及び取材

ア 広報グループは、他の部、班及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して通報発表の体制を整え、同時通報用無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、広報車、下田市メール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、コミュニティ放送（FM）等あらゆる広報手段を使って広報する。

イ 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。

ウ 総務部は、被災地の状況を写真などで取材するものとする。

エ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

(2) 報道機関に対する協力

ア 報道対応責任者

下田市災害対策本部において報道機関に対し正式情報を発表する場合の総括責任者は、防災監とする。

イ 情報発表方法

情報の発表は原則として下田記者クラブを通じて行う。

3 広報機関の活用

(1) 下田市災害対策本部が災害応急対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

ア 印刷媒体

(ア) 広報しもだ

(イ) 回覧、チラシ等

(ウ) 新聞

(エ) その他

イ 視聴覚媒体

(ア) ラジオ放送 NHK SBS K・MIX

(イ) テレビ放送 NHK SBS SUT SATV SDT } 県を通じて依頼する。

(ウ) 有線放送

(エ) 同時通報用無線

(オ) インターネット(市の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等)

(カ) 下田市メール配信サービス

ウ 自動車による広報

(ア) 市広報車

(イ) 消防車

エ 自主防災組織を通じての連絡

(2) 報道機関からの災害記録写真の収集

下田市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合、報道関係の撮影したものについて提供を依頼する。

4 県に対する広報の要請

市が県に要請しようとする場合は、賀茂方面本部を経由し、広報案文を添えて要請するものとする。

5 防災関係機関

(1) 広報事項

広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

イ 災害応急対策状況及び復旧見込み

(2) 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

6 経費負担区分

(1) 広報媒体活用の場合

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は放送依頼時において、その都度協議して定める。

(2) 報道機関から収集する災害記録写真

報道機関から災害記録写真等を収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

7 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等には次による方法で情報が伝達されるので、正確に情報を把握し適切な行動及び防災活動を行うものとする。

- (1) 緊急警報放送受信機付テレビ、ラジオ
津波警報、知事、市長の放送要請事項
- (2) テレビ、ラジオ
地震情報等交通機関運行状況等
- (3) 同時通報用無線、広報車、有線放送、コミュニティFM、CATV、下田市メール配信サービス
主として市域内の情報、指示、指導等
- (4) インターネット（市の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等）
主として市域内の情報、指示、指導等
- (5) 自主防災組織を通じての連絡
主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置
- (6) サイレン、半鐘
津波警報、火災の発生の通報
- (7) 新聞等
被害及び復旧状況

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、「災害救助法」に基づく救助及び下田市の実施する救助について定める。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条の定めるところによる。

2 被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は資料編「災害救助法適用基準」、「住家の滅失等の認定及び単位」及び「世帯及び住家の単位」による。

3 災害救助法の適用手続 資料編「災害救助事務手順表」

(1) 市の報告

ア 市は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対し執った措置の概要を賀茂方面本部を経由して県に報告する。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法施行細則（昭和38年静岡県規則第25号）に掲げる救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては知事の指揮を受けなければならない。災害救助法施行細則に掲げていない救助の実施については、知事との協議を要する。

(2) 県における適用手続き

知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について市に通知する。

4 災害救助法事務

(1) 災害救助法施行細則に基づき次に掲げる救助を実施する。

- ア 受入施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ り災者の救出
- カ り災住宅の応急修理
- キ 学用品の給与

- ク 埋 葬
 - ケ 遺体の捜索
 - コ 遺体の処理
 - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 災害救助法費用限度額
費用限度額は資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」による。

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない小災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、避難誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

ア 避難情報により、立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）（注意）	・ ハザードマップ等により、自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒 レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒 レベル4	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒 レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報（浸水害）※4 ・大雨特別警報（土砂災害）※4 ・高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 ※1の早期注意情報（警報級の可能性）は、大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合に発表されるものである。

注5 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注6 ※3の高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注7 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注8 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う

(法第60条)。

知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)。

警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる(法第61条)。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる(自衛隊法第94条)。

水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第29条)

市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要)その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 救助の実施

市長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り、救助活動を実施する。

(2) 住民等による救助の呼びかけ

市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

(3) 空からの救助

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(4) 救急用資材の整備

平素より救急資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

3 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- ・現に災害を受けた者であること

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難指示が発せられた場合
- ・避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(エ) 避難者に不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(オ) 避難行動要支援者への配慮

(カ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(キ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

(ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ケ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

(コ) 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - (ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
 - (セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
 - (ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
 - (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
 - (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
 - (ツ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有
- (3) 避難所の早期解消のための取組等
- 市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。また、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

4 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

- (1) 市長の要求に基づく県の実施事項
- ・当該市外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
 - ・当該市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
 - ・自衛隊の派遣要請
 - ・海上保安庁に対する支援要請
 - ・消防団の応援動員要請
- (2) 市長の要請事項
- ・市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。
 - ・市は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制に努めるものとする。

区分	内容	
避難の場合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段
	イ 避難を要する人数	オ その他必要事項（災害発生原因）
	ウ 避難期間	
救出の場合	ア 救出を要する人数	
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）	
	ウ その他必要事項（災害発生原因）	

- ・市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体

制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

- ・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(3) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、市有地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

5 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

6 広域避難・広域一時滞在

- ・被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅へのえが必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- ・県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- ・県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- ・県及び市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- ・県及び市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(1) 県内市町への避難

ア 被災市町

- ・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。
- ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入れ先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

イ 受入市町

- ・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。
- ・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ 県

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

(2) 県外への避難

ア 被災市町

- ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。
- ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入れ市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ 県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(2) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

(1) 市

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、市内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主

ア 保護された動物が飼い主の元に確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。

第9節 要配慮者対策

災害時における要配慮者対策については、次の計画により実施する。

1 要配慮者の避難誘導

災害時における高齢者、乳幼児、外国人、障がいのある人等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難誘導は、市は近隣住民の協力を得て、各地域の避難所への誘導を行うものとする。

2 避難状況の連絡

避難所へ避難した要配慮者は、自主防災会長に避難状況を連絡するものとする。

3 避難状況の確認

自主防災会長は、民生委員、児童委員と相互連絡をとりあい、要配慮者台帳等により要配慮者の避難状況を確認した上、避難地班長を通じて下田市災害対策本部に連絡するものとする。

4 安否確認ができない要配慮者への対応

下田市災害対策本部は、地域で安否確認ができない要配慮者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報するものとする。

5 避難所における支援

要配慮者に対する情報提供は、避難所にある防災行政無線、ハンドマイク、ファクシミリ、受信メールを読み上げる携帯電話等の情報機器を活用する。また、要配慮者の生活上の支援に当たっては、保健師、市福祉担当課職員等が定期的に巡回するものとする。

6 福祉施設等の受入

避難所での対応が困難となった要配慮者については、必要に応じて社会福祉施設等に受け入れるものとする。また、宿泊施設についても避難施設として確保するよう努めるものとする。

7 知事への要請

社会福祉施設等が受け入れ能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、市長は知事に対し必要な措置を要請するものとする。

第10節 食料供給計画

この計画は、災害により食料の配給、販売機構等が一時的に混乱し、日常の食生活に支障を来した場合、応急炊出し等を実施し、り災者の食生活を確保することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく食品給与の実施基準

(1) 食品給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合せがない者

(2) 対象品目

ア 主食：米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食（調味料を含む。）

(3) 対象経費

ア 主食費

（ア）米穀小売業者及び関東農政局静岡支局等から購入した米穀

（イ）小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

（ウ）小売・製造業者等から購入したパン、麺類、インスタント食品等

イ 副食費（調味料を含む）

ウ 燃料費

エ 雑 費

- (ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
- (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費
- (4) 費用の限度 資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」
- (5) 実施期間
災害発生の日から7日以内とする。
ただし、期間内に炊出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料給与の方法

ア 実施者

市において炊出し等食料品の給与を実施する場合、市長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ 食料給与の方法

責任者は、応急食品の給与に際して実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

(ア) 配給品目は米穀、パン又は麦製品等とする。

(イ) 配給数量は1人1日3食

ウ 対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。

エ 炊出しの実施場所

炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び女性の会等の団体、下田市赤十字奉仕団等の協力により実施する。

(2) 応急食料調達方法

ア 応急食料調達方法

応急食料の調達は原則として市において別に定める業者等と協定書を交わし、災害時に対処するものとする。 資料編「応急食料調達予定先一覧表」

イ 応急食料の輸送措置

調達した応急食料の輸送については、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは（第21節 輸送計画）に基づき措置するものとする。

3 知事への要請事項

市において応急食料の調達が不可能又は困難な場合に、下記事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請するものとする。

- (1) 調達あつせんを必要とする理由
- (2) 必要食料品目
- (3) 必要数量
- (4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (5) 連絡課及び連絡責任者
- (6) 荷役作業員の有無
- (7) その他参考となる事項

4 市長の要請に基づく県の実施事項

(1) 応急食料の調達あつせん

(2) 輸送方法

ア 調達あつせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 輸送が当該食料発注先業者等において措置できないときは、（第21節 輸送計画）に基づき措置するものとする。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第11節 衣料・生活必需品・その他物資供給計画

この計画は、災害によって住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は毀損し、しかもこれらの物資を直ちに入手することができない者に対して衣料、生活必需品を給与又は貸与することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 災害救助法に基づく実施基準

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身のまわり品（毛布・布団等の寝具、作業衣・洋服・子供服等の外衣、シャツ・パンツ等の肌着、タオル・手拭・運動ぐつ等・携帯電話の充電器）

イ 日用品（石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉、紙おむつ、生理用品、ミルク等）

ウ 炊事用具及び食器（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具、茶わん、皿、はし等）

エ 光熱材料（マッチ・ローソク・LPガス・灯油等）

(3) 費用の限度 資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

(4) 給(貸)与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

2 衣料、生活必需品、その他物資調達、給与の方法

(1) 衣料、生活必需品、その他物資調達の的方法

ア 衣料、生活必需品等の調達方法

衣料等は市において調達するものとし、費用限度額に基づき、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して行うものとする。

イ 輸送措置

調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、措置できないときは（第3章第21節 輸送計画）に基づき市が措置するものとする。

(2) 衣料、生活必需品等の給与（貸与）の的方法

ア 実施者

衣料、生活必需品等の給与（貸与）を実施する場合、市長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ 給与(貸与)の方法

責任者は、衣料品、生活必需品等の給与（貸与）に際し、物資配分計画を作成し実施するものとする。

3 知事への要請事項

市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

- (1) 必要品目
- (2) 必要数量
- (3) 引渡し場所及び受取責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の有無
- (6) 経費負担区分
- (7) その他参考となる事項

4 市長の要請に基づいて行う県の実施事項

- (1) 衣料、生活必需品等の調達あっせん
- (2) 輸送方法
 - ア 県の調達あっせんによる衣料、生活必需品等応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。
 - イ 当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、（第21節 輸送計画）に基づき措置するものとする。

第12節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために必要な事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

1 給水実施基準

- (1) 給水対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- (2) 供給量及び供給期間
給水量は大人1人1日最小限おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。（資料編「災害発生後7日間確保すべき1日あたりの水量」）ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
- (3) 費用の限度
機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び諸資材の実費

2 給水実施方法

- (1) 給水方法（緊急かつ短期間における給水方法）
 - ア 給水は上下水道課が給水実施計画を作成し措置する。
 - イ 給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。
 - ウ 広範な地域に給水が必要となる場合は、設置されている非常用タンクや給水車等を活用し、給水の迅速化を図るものとする。
- (2) 給水施設の応急復旧
市の水道施設の概要は、資料編「水道施設一覧表」のとおりである。
道路決壊、橋りょう流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は上下水道課により措置するものとするが、これにより措置できない場合は、水道工事等業者、水道施設工事業者、日本水道協会、近隣市町長に対し要請し、措置するものとする。資料編「下田市指定給水装置工事事業者」
- (3) 仮設共同栓等の設置
災害発生後、8日を目途に仮設共同栓等を設置し、生活に必要な最小限の飲料水の供給をするよう努める。

3 知事への要請事項

市長は、給水措置が困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請するものとする。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
- (6) その他必要事項

第13節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

この計画は、災害により住家が滅失し、又は被害を受けたり災者に対し、応急仮設住宅の設置及び応急修理を実施し、居住の安定を図ることを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。

1 災害救助法に基づく実施基準

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者

イ 規模及び費用の限度額

資料編「災害救助法費用限度額災害救助内容の早見表」

ウ 整備開始期間

災害発生の日から20日以内。ただし、事前に県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ その他

供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合「災害救助法に基づく応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理

ア 対象者

災害のため住家が半焼、半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模及び費用の限度額

資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

ウ 修理期間

災害発生の日から1か月以内。ただし、期間内に完成できない場合は、県と協議して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ その他

修理を知事から委任を受けて行うときは「災害救助法に基づく住宅の応急修理要領」による。

2 実施方法

(1) 入居者・修理対象者の選考

ア 住宅の仮設及び修理対象者の選考は福祉事務所及び建設課が担当する。

イ 選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、委員をその都度市長が任命するものとする。

ウ 選考に当たっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等公平な選考に努めるものとする。

エ 選考基準

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦・母子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者・病弱者・障がいのある人の世帯

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない中小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 仮設・修理方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理の施行は、建設課が担当する。工事の施行は、原則として工事請負により行うものとする。

イ 住宅の規模・構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水・交通・教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と下田市との賃貸借契約（契約期間二ヶ年）締結後工事に着手するものとする。

エ 建築資材、労働者等

(ア) 建築資材の調達

資料編「市内建設業者一覧表」により措置するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については資料編「市内建設業者一覧表」により行う。

(ウ) 建設機械等の借上げ

建設土木機械の借上げは資料編「市内建設業者一覧表」により措置するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが当該発注先業者等において措置できないときは（第3章第21節 輸送計画）に基づき措置するものとする。

カ 住宅のあっせん

災害のために住家を喪失した者であって、自らの力では住宅を確保することができない者については、必要に応じ住宅のあっせんを行うものとする。

3 知事への要請事項

市長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に調達あっせんに要請する。

- (1) 被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）
- (2) 住宅設置（修理）戸数
- (3) 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量
- (4) 住宅設置（修理）に必要とする建設業者及び人数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

4 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、知事、市長等からの要請で行う。

5 要配慮者への配慮

市長は、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

（１） 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は適用しない。

（２） 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 医療・助産救護計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し医療助産の途を失った者に対し、災害救助法の規定に基づいて行う実施事項を定め、医療助産に支障のない措置をすることを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

（１） 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

（２） 助産を受ける対象者

ア 災害のため助産の途を失った者

イ 現に助産を要する状態の者

ウ 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者

エ 被災者である与否とを問わない

オ 本人の経済的能力の如何を問わない

（３） 医療助産の範囲

医療	助産
ア 診療	ア 分べんの介助
イ 薬剤又は治療材料の支給	イ 分べん前、分べん後の処置
ウ 処置、手術その他の治療及び施術	ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
エ 病院又は診療所への収容	
オ 看護	

（４） 実施期間

ア 医療：災害発生の日から14日以内

イ 助産：分べんした日から 7 日以内

ただし、必要に応じ県を通して内閣総理大臣の同意を得て、それぞれの期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

2 実施方法 資料編「災害対策本部運営要領」

災害時の医療活動は、民生部を主体とし「下田市医療救護計画」を準用するとともに、一般社団法人賀茂医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」、賀茂薬剤師会との「災害時の薬剤師による医療救護活動に関する協定」及び賀茂歯科医師会との「災害時の医療救護活動等に関する協定書」に基づき実施するものとする。

(1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、一般社団法人賀茂医師会等と緊密な連携をとり医療救護活動の万全を期するものとする。

なお、医療関係団体一覧は資料編「一般診療所等一覧表」、「医療関係団体一覧表」のとおりである。

(2) 救護班

医療助産は、原則として救護班において行うものとする。

ア 救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、一般社団法人賀茂医師会等の協力を得て救護班を編成し医療救護を行うものとする。

救護班は、医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職をもって編成する。

イ 救護所の設置

救護班による医療活動を実施する場合は被災地住民の最も利用しやすい学校等に医療救護所を開設し医療救護を行うものとする。救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

ウ 避難所の往診

県や日本赤十字社静岡支部等の応援により、医療救護所における医療体制が整った際には、避難所等において往診を行うものとする。

(3) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達について、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

資料編「医薬品等調達予定先一覧表」

3 知事への要請事項

市長は、市において医療救護が困難な場合は、次のことを明らかにして知事へ要請するものとする。

(1) 必要な救護班数

(2) 救護班の派遣場所

(3) その他必要事項（災害発生の原因等）

4 健康への配慮

市は、特に高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業所、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、保健師、薬剤師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

第15節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 県の実施事項

(1) 県は次の措置を行うこととしている。

- ア 健康診断の実施
- イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施
- ウ 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示
- エ ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示
- オ 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する指示
- カ 生活用水の供給の制限又は禁止の命令
- キ 防疫薬品及び資機材の供給の調整

(2) 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定する。

2 市の実施事項及び要請事項

(1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族・昆虫等の駆除
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
- エ 生活用水の供給
- オ 浸水地域の防疫活動の実施
- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- キ 臨時予防接種の実施

(2) 要請事項

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

3 実施方法

(1) 防疫班の編成

防疫班は、おおむね運転手1名、作業員5名、計6名を以て1班とし、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 床下、庭

消石灰及びクレゾール液散布（被災地の自主防災会へ一括搬送し、各家庭へ配布を依

- 頼するものとする。)
- イ 汚染した溝、水たまり
クレゾール液散布
 - ウ 汚染した井戸
次亜塩素酸ナトリウム投入
 - エ 毒劇物の取扱い
回収及び流出飛散防止を図る
 - オ その他
適宜必要な措置
- (4) 消毒機器及び薬品
消毒用機器及び薬品は各農協等が所有しているものを借上げるものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 ごみの収集処理

ごみ、その他の廃棄物の収集に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域（広域避難場所等）から実施する。これらの処理は、ごみ集積予定場所から収集車にて市の処理施設で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣の他市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

2 し尿の収集及び処理

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急汲取処分を必要とする地域から実施する。

処理については、市内業者の車両等を動員し、南豆衛生プラント組合のし尿処理施設で行うことを原則とする。施設が被災した場合は、近隣の他市町に処理委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、環境衛生上支障のない方法で臨時に貯蓄槽等施設を設置するなど施設復旧までの間対処するものとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として許可業者に委託するものとする。

4 市長の要請・実施事項

市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 当該市所在の処理場の使用可否
- (4) 実施期間
- (5) その他必要事項

災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6

項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 行方不明者の搜索及び遺体の措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明かつ生存の可能性のある者、既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない場合、市の実施事項を定め、遺体の搜索措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 行方不明搜索対象者

行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 遺体の措置内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、県を通して内閣総理大臣の同意を得て延長できるものとする。

(5) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

2 実施方法

(1) 遺体の搜索

遺体搜索班は、警察の協力を得て、消防団員及び市職員により編成する。

必要に応じて下田消防本部、下田海上保安部、自衛隊及び地元関係者に協力を要請し行うものとする。

班編成要領 資料編「災害対策本部運営要領」

名 称	従 事 内 容	備 考
搜 索 班	遺体の搜索	消 防 部
受 入 班	担架、船艇、車両を活用して遺体安置所へ輸送	消 防 部 ・ 民 生 部
埋 葬 班	埋・火葬のための輸送	民 生 部

搜索にあつては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するための調整の場を設けるなど、常に警察等関係機関と連携をとってその効果をあげるよう努める。

(2) 遺体の受入れ

ア 安置所は、下田市遺体措置計画において定める遺体収容施設を使用するものとするが、

適当な場所がないときは広場・公共施設等へ仮設するものとする。

イ 遺体受入れに当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うこととする。

(3) 遺体の措置

ア 遺体の措置には原則として民生部が行うものとする。

イ 遺体の身元が判明している場合

(ア) 市長は直ちにその遺族、親戚縁者又はその者の居住していた市町村の市町村長に連絡してこれを引き取らせるものとする。

(イ) 遺品等があればこれを保管する。

ウ 遺体の身元が判明しない場合

(ア) 身元不明遺体については、賀茂歯科医師会の協力のもと、遺体、口腔内（歯牙）及び所持品の写真撮影を行い、人相・着衣・特徴等を記録し、所持品等を保管する。

(イ) 遺体の身元が判明せず、り災地から漂流してきたものと推定できない場合は行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

(4) 埋・火葬

ア 火葬

火葬は伊豆斎場組合において措置する。

イ 埋葬

火葬した遺骨は一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

3 知事への要請事項

市長は、市において遺体の搜索、措置、埋葬について知事に対し応援を求める場合は、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを知事に要請するものとする。

- (1) 搜索、措置、火葬に必要な職員数
- (2) 搜索が必要な地域
- (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
- (4) 必要な輸送車両の台数
- (5) 遺体の措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第18節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、災害救助法の規定に基づいて行う実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているもので、自らの資力をもってしては除去することのできない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要に応じ延長することができる。

(3) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

2 実施事項

(1) 障害物除去要員の動員派遣

市長は、市職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊（第29節 自衛隊派遣要請計画）等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。

(2) 除去用車両の調達

「第3章第21節 輸送計画」の定めるところにより措置する。

(3) 除去作業用機械器具の調達

応急機械及び建設業者により措置するものとする。資料編「市内建設業者一覧表」

(4) 集積場所

障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 知事への要請事項

市長は、市において作業等の措置が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）

(2) 除去に必要な人員

(3) 除去に必要な期間

(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(5) 集積場所の有無

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第19節 社会秩序を維持する活動

災害時における社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について市の実施する対策の概要を示す。

1 住民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語を始め、各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について同時通報用無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施する。

また、地区担当班職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど混乱防止措置を講ずる。

2 生活物資の価格、需給動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事業所、工場、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり調査及び対策を講じる。

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴取、立入検査等

ア 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すように指導し、必要に応じ

勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。

3 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

4 生活物資の需給動向等の調査

- (1) 市長は、あらかじめ協定を締結してある業者、自主防災組織等から生活物資の需給動向の把握に努める。
- (2) 関係機関等への協力要請
県、事業者、団体等に対し、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - ア 情報の提供
 - イ 調査
 - ウ 集中出荷
 - エ その他の協力

5 警察の役割

- (1) 関係機関に対する協力
地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。
- (2) 不法事態に対する措置
金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。
- (3) 地域安全情報の伝達
災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。
- (4) 銃砲刀剣類等に対する措置
銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。
- (5) その他の活動
 - ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴行行為の予防・取締
 - イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供
 - ウ その他社会秩序維持・民政安定化に係る必要な措置
 - エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする

第20節 観光客等避難輸送計画

この計画は、市内旅館、民宿等災害時に相当数の宿泊、滞在客があることを想定し、特に観光客等を対象に、一時的に安全な場所に避難させこれを保護し、早急に居住地に輸送することを目的とする。

1 実施方法

資料編「観光客避難宿泊所一覧表 第3章第21節 輸送計画」により行う。

第21節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者並びに災害応急対策に従事する者及び災害応急物資、資材の円滑な輸送を図り、各計画遂行の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するもの

とする。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 災害救助法の規定による輸送の範囲

- (1) 被災者の避難に係る支援のための輸送
 - ア 避難命令に基づき避難する住民
 - イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
 - ア 重症患者又は現に助産を要する状態の者を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院させる場合の輸送
 - イ 救護班に関する人員の輸送
- (3) 被災者救出のための輸送
 - ア 救出された被災者の輸送
 - イ 救出のために必要な人員、資材等の輸送
- (4) 飲料水供給のための輸送
 - ア 飲料水の輸送
 - イ 飲料水を確保するため、必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
- (5) 救済用物資の整理配分のための輸送
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与（貸与）のための輸送
 - イ 炊出し用食料等の輸送
 - ウ 学用品支給のための輸送
 - エ 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送
 - オ その他被災者救護の目的のため直接使用される一切の物資の輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
 - 遺体捜索のために必要な人員及び資材等の輸送
- (7) 死体処理のための輸送
 - ア 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処理及び検案のための救護班員等の人員の輸送
 - イ 遺体の処置のための衛生機材等の輸送
 - ウ 遺体発見場所から一時安置所までの輸送
 - エ 遺体の移動に伴う遺体そのものの輸送
 - オ 遺体を輸送するための人員の輸送

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。
- (8) 実施期間
 - 前項の各救助の実施期間。ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
- (9) 費用の限度
 - 当該地域における通常の実費

2 実施方法

- (1) 陸上輸送
 - 陸上輸送は、市有車両の活用、陸上自衛隊の要請、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。
 - ア 市有車両の活用 資料編「下田市公用車一覧表」
全面的に市有車両を使用する。

- イ 運送業者車両の借上げ
民間保有営業用車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。
また、市内で自動車の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請するものとする。
- ウ 自衛隊の要請
「第3章第29節 自衛隊派遣要請計画」による。
- (2) 海上輸送
海上輸送は、海上自衛隊、海上保安部等の協力を得て、次の船舶により行う。
 - ア 民間船舶及び漁船
鉄道、道路などの施設が被災し、貨車、自動車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材の輸送を必要とするときは船舶、舟艇の調達をするものとする。なお、市で対応できない場合は知事に要請するものとする。
 - (ア) 民間船舶
株式会社伊豆クルーズ及び神新汽船株式会社等へ船舶輸送の協力を要請する。
 - (イ) 漁船
伊豆漁業協同組合等を通じ船舶の輸送の協力を要請する。
 - イ 海上自衛隊の艦艇
「第3章第29節 自衛隊派遣要請計画」による。
 - ウ 海上保安庁第三管区海上保安本部の船艇
「第3章第30節 海上保安庁第三管区海上保安本部に対する支援要請計画」による。
- (3) 航空機による輸送
災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長が、知事に対し航空機（静岡県防災ヘリコプター）の活用又は自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求を行うものとする。

第22節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 道路管理者等の実施事項

- (1) 応急態勢の確立
道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
- (2) 緊急輸送路の確保
発災後主要道路、橋りょう等の被害状況を把握し交通路の確保に努めるものとする。
- (3) 災害時における通行の禁止又は制限
道路管理者の実施事項、方法を示し適切な規制措置がとられるよう配慮するものとする。
 - ア 道路管理者（知事、市長）は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
ただし、市長は他の道路管理者が管理する道路、橋りょうで、その管理者に通知するいとまのないときは、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど応急対策を行うものとする。
この場合、市長は遅滞なく道路管理者に連絡して規制を行うものとする。
 - イ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。
- (4) 放置車両の移動等
放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管

理者等」という。)は法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ 市長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を来すことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ウ) 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ 仮設道路の設置

既設道路の全てが損壊し他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

(6) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度市及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

2 県知事又は県公安委員会の実施事項

(1) 災害時における交通の規制等

県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動等について要請するものとする。

県知事は、道路管理者である指定都市以外の市に対し、必要に応じネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するため、広域的な見地から支持を行うものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編「通行の禁止又は制限についての標示の様式」に掲げる標示を設置しなければならない。

(3) 緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」（資料編「緊急通行車両の標章」）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編「緊急通行車両確認証明書」）を交付する。

(4) 緊急通行車両の事前届出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」（資料編「緊急通行車両事前届出書」）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(5) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

3 鉄道事業者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により、社内の応急態勢の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

線路等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じた時は、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路及び仮橋の架設等応急工事を行う。

第23節 応急教育計画

この計画は、災害により、文教施設が被災し、又は児童生徒のり災により、通常の教育を行うことができない場合、学用品の給与、応急教育を実施し、就学に支障のないよう措置するとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を明らかにすることを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から	教科書（教材を含む。）	1か月以内
	文房具及び通学用品	15日以内

ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要に応じ期間を延長することができる。

(4) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」

2 実施方法

(1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
- イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。
- エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。
- オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実情に応じ特定品目に重点をおくことも差し支えない。
- カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。

(2) 応急教育等の実施事項

- ア 分散授業又は二部授業の実施
- イ 市有施設、近接小・中学校の一時借用
- ウ 県立高等学校等の一時借用
- エ 教職員の確保
- オ 文教施設の応急復旧対策計画
- カ 学校給食
参考 資料編「学校、幼稚園一覧表」

(3) 児童・生徒の「こころのケア」対策

市教育委員会は、県、その他関係機関、一般社団法人賀茂医師会等の協力団体、その他専門家及び各学校長と連携して、カウンセリング等を実施するなど、学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

3 文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講ずるものとし、市は管理若しくは復旧のための多額の費用を要する場合は、でき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努める。 資料編「下田市内指定文化財一覧表」

4 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあっては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。資料編「社会教育施設一覧表」

5 知事への要請事項

市長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により、知事に調達、あつせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設あつせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあつせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

第24節 社会福祉計画

県及び市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

1 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置
 - ア り災社会福祉施設の応急復旧
 - イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
 - ア 実施機関
 - 市（被害の大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目
 - 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関
 - 県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、下田市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社静岡県支部、その他の関係機関
- (4) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
 - ア 実施機関
 - 市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金
 - 自然災害により死亡した者（行方不明を含む。）の遺族
 - (イ) 災害援護資金
 - り災世帯主
 - (ウ) 災害障がい見舞金
 - 自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがあるときの当該住民
 - ウ 支給及び貸付額
 - 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条に基づき市が条例で定める。
- (5) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関
 - 県社会福祉協議会、社会福祉法人下田市社会福祉協議会
 - イ 協力機関
 - 県、市、下田市民生委員児童委員協議会
 - ウ 貸付対象
 - り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者を含む。）
 - エ 貸付額
 - 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。
- (6) り災母子・父子・寡婦世帯等に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関
 - 県
 - イ 協力機関
 - 市、下田市民生委員児童委員協議会
 - ウ 貸付対象
 - り災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯になった者を含む。）
 - エ 貸付額
 - 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(7) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等

ア 実施機関

(ア) 児童

県、市

(イ) 18歳以上

市

イ 協力機関

(ア) 児童

下田市民生委員児童委員協議会、身体障がい者相談員

(イ) 18歳以上

下田市民生委員児童委員協議会、身体障がい者相談員、賀茂健康福祉センター相談課

ウ 対象

り災身体障がい児者

エ 交付等の内容

(ア) 災害により補装具を亡失又は毀損した者に対する修理又は交付

(イ) 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生(育成)医療の給付

(ウ) り災身体障がい児者の更生相談

(8) 義援金の募集及び配分

ア 実施機関

県、市

イ 協力機関

市教育委員会、県教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、報道機関、その他関係機関

ウ 募集方法

災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定

エ 配分方法

関係機関で配分委員会を設け、協議決定

(9) 義援品の受入れ

ア 実施機関

県、市

イ 協力機関

報道機関、その他関係機関

ウ 受入方法

被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

(10) 被災者(自立)生活再建支援制度

ア 実施機関

(財)都道府県会館(県単制度は県)

イ 支給対象

住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯

ウ 支給額

「被災者生活再建支援法」第3条に定める額

第25節 消防計画

この計画は、「消防組織法(昭和22年法律第226号)」第1条に定める任務を遂行するため、「消防組織法」第4条第2項第15号の規定及び市消防団条例に基づき、市消防団の災害時及び平時の活動に関する基本的事項を定め、下田消防本部及び近隣消防団並びに県下の消防機関と相互協力して、その被害の軽減を図ることを目的とする。(下田消防本部に関する事項については、下田地区消防組合にて下田消防本部消防計画を別に定めるものとする。)

1 消防組織

消防機関（団）が災害に対処するため、災害時における部隊の編成を定める。

- (1) 定 数
市消防団条例第3条により365名とする。
- (2) 編 成
団の編成は、資料編「下田市消防団編成表」に基づき編成するものとする。
- (3) 詰め所
消防団詰所及び機械器具置場は資料編「消防団詰所及び機械器具置場」とする。

2 動員体制

団の出動基準及び出動員数は、資料「下田市消防団火災・災害動員表」「下田市消防団火災発生地区別分団出動表」に基づき出動するものとする。

3 運 営

消防活動の円滑化を図るため、分団長以上若しくは、正副分団長以上会議を定期的に開催し、消防職員及び消防団事務局同席の下、団運営及びその他消防団に関する事項について協議する。

4 広域協力活動体制

災害の規模が次に示すように大規模あるいは広域に及ぶときには、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町長に対して応援要請を行い、各種災害に対処するものとする。その際、県に対して災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整も行うものとする。

- (1) 市において発生した災害が応援市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) 市を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合。また、市消防団と近隣消防団及び消防組合が互いに協調して消防活動を円滑に実施するため消防活動に関する協定書を締結する。

5 消防力の整備

消防力の基準に基づき、市が災害の予防、警戒及び火災鎮圧並びに人命の救助を確実に遂行するために定める。

- (1) 人員の確保
市は、消防の責任を十分果たすために必要な人員の確保に努める。
- (2) 消防施設整備計画
市は、消防施設・設備の整備に関する消防施設整備5ヵ年計画を策定する。
- (3) 教育訓練計画
消防団員の資質の向上を図るため、消防に関する知識の修得と技能の向上に努める。
 - ア 消防学校での教育（消防団員普通科、上級、指導員講習等）
 - イ 基礎訓練の実施（規律訓練、操法訓練、機関員講習会等）
 - ウ 火災防御訓練（水出し演習、火災防御講習等）
 - エ 応急救護訓練（普通救命講習等）
 - オ 防災訓練（総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等）

6 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者は、関係者と協力して初期消火に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

7 ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者と協力してガス災害発生防止及びその拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

8 啓発活動

消防機関は各種事業を通じ、防災防火に関する啓発活動を実施する。

9 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危機、人家への延焼危険、その他重大な事態となるおそれがあるときは、知事に静岡県防災ヘリコプターによる支援要請、また必要に応じ自衛隊ヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の運搬及び要員の派遣等を要請することができる。

第26節 相互応援協力計画

この計画は、災害により県及び近隣地方公共団体等に応援の協力を要請する場合の必要な事項について定める。

1 要請の実施方法

(1) 応援派遣要請の基準及び方法

- ア 災害に際し、人命又は財産を保護するため応急対策の実施が本市において困難な場合
- イ 市長は、前号の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、県又は相互応援協定を締結している市町村長に応援派遣の要請をするものとする。災害に対しては、住民全体が総力をあげて協力しあうことを旨とするため、自主防災組織、民間団体等にも同様な要領で応援の要請を図る。
- ウ 要請事項は、下記事項を明確にして要請するものとする。
 - (ア) 派遣を必要とする理由
 - (イ) 派遣希望人員、資機材等
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動方法
 - (エ) 派遣を希望する期間
 - (オ) 派遣の場所
 - (カ) その他参考事項
- エ 応援派遣の要請先
県、災害時相互応援協定締結市町等

(2) 担当業務

- ア 火災防御活動
- イ 水防工法
- ウ 人命救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 遺体の搜索、受入れ
- カ 給食、給水
- キ 防疫、保健衛生
- ク その他の緊急を要する業務

(3) その他の留意事項

- ア 応援派遣が決定された場合は、受入体制を整備するとともに、必要に応じて関係課から職員を派遣し、本部との連絡に当たるものとする。
- イ 指揮命令は派遣を受けた当市において行うものとする。

2 県、地方公共団体からの応援要請

市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がないかぎり、その求めに応ずるものとする。

第27節 隣保互助・民間協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、市長が民間団体等に協力要請する場合の対象団体、要請方法等を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

(1) 要請の時期

他の各計画に定めるところにより、市長は、民間団体の協力を必要と認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。

(2) 協力要請対象団体

- ア 市内自主防災組織
- イ 女性の会
- ウ 高校生
- エ 老人会
- オ 赤十字奉仕団
- カ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

2 実施方法

- (1) 要請は当該団体の長に対して行うものとする。当該団体が連合体の場合は連合会長に対し要請を行う。
- (2) 要請する場合には、作業内容、作業場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

第28節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアの自主性を尊重し、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会や特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 市

- ・市は、市社会福祉協議会と連携し設置した市災害ボランティアセンターと随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として配置し、その活動を支援する。
- ・市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- ・市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- ・市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
- ・市は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 (福) 静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター、(特活) 静岡県ボランティア協会及び下田市社会福祉協議会等

- ・(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活) 静岡県ボランティア協会は、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行うために静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。
- ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活) 静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

- ・下田市社会福祉協議会等は、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行うために市町災害ボランティアセンターを設置する。
- ・下田市災害ボランティアセンターは、下田市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、災害ボランティアセンターの支援、災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。

第29節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災事変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、以下の(1)に示す緊急性、公共性、非代替性の3要件を満たす必要がある。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、市長等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下の(2)に示すとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

ア 緊急性

差し迫った必要性があること

イ 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ 非代替性

自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の搜索救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次に掲げる事項を明示した派遣要請書により自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。

連絡先 陸上自衛隊第34普通科連隊（板妻駐屯地）〔0550(89)1310〕

- (1) 提出先（連絡先）
静岡県経営管理部賀茂地域局（危機管理課）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
- (2) 作業計画及び資材等の準備
市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たって、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。
- (3) 資材等の調達要請
市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより、県へ要請するものとする。
- (4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化
市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
- (5) 派遣部隊の受入れ
市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。
 - ア 本部事務室
派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な部屋、机、椅子等
 - イ 宿 舎
屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準
 - ウ 材料置場、炊事場
野外の適当な広場
 - エ 駐車場
適当な広場（車1台の基準は3m×8m）
- (6) その他の留意事項
 - ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものでないこと。
 - イ 自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることなく積極的に協力するよう考慮

するものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は初期の人命救助及び財産の保護並びにこれに関係する応急復旧が完了した場合は、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のための必要な資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

第30節 海上保安庁第三管区海上保安本部に対する支援要請計画

この計画は、災害時における海上保安庁第三管区海上保安本部（以下「海上保安本部」とする。）に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安本部に支援を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) そのほか、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安本部の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、下田海上保安部の事務所又は沖合に配備された海上保安本部の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 提出先（連絡先）
静岡県経営管理部賀茂地域局（危機管理課）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の情况及び支援活動を要請する理由
 - イ 支援活動を必要とする期間
 - ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

第31節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 電力会社の地域分担

下田市 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

2 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」により実施するものとする。なお、電力施設復旧に当たっては、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（令和2年12月23日）に基づき実施するものとする。

第32節 ガス災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定めるものとする。

1 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防機関、警察、都市ガス業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協力の確立を図る。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

下田ガス株式会社及び一般社団法人静岡県LPガス協会が定めるところによる。

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合は関係機関との緊急出動に関する相互協力により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、ガバナ―、低圧管、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ ガス事業者は、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。市、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を協力要請する。

キ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全の確保をするとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況及び各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。

エ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

3 県、市等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、県、消防機関及び警察に行うものとする。

第33節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第34節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出及びその支援のために必要な措置を定めるものとする。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、「突発的災害応急体制」により初期の情報収集に当たる。

事態の推移により必要な場合は、速やかに「下田市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

(ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故）

(イ) その他市長が指示したとき

イ 組織

応急配備体制と同様とする。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

(イ) 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

(ウ) 必要に応じ下田市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 県、国への報告

下田消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。（資料編「突発的災害に係る応急対策連絡先」）

(ア) 発生日時、場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすることとする。）

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、災害対策本部の指示により救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施に当たっては、災害対策本部の指示によりトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 災害対策本部（救助復旧体制）の設置

ア 設置基準

突発的災害応急体制による情報収集の結果、市が本部長を中心とした本格的救助復旧体制を組む必要があると判断されるとき。

イ 組織

全職員をもって構成する。

ウ 任務

必要に応じ事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に伝達する。

本部は速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動等を最優先に実施する。

エ 設置の連絡

下田市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び下田市災害対策本部運営要領に定める者のうち、必要と認める者に連絡する。

オ 現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

カ 各機関の調整・二次災害防止のための措置

本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

事故の態様により、二次災害の発生のおそれのある場合は、速やかに関係機関に連絡を取り、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、その旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第4章 復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

復旧復興計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道、簡易水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害に該当する場合は、指定を受けるための手続きを行う。

1 市の実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第3節 被災者の援護

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障がい見舞金を支給する。

- (1) 支給対象者の把握
市は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給対象者を把握する。
- (2) 支給方法の決定及び支給
市は、災害弔慰金と災害障がい見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対

して金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 市の実施事項

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。
また、情報が不足している地域には補足調査を行う。必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

【県への報告】

- (ア) 死亡者数
- (イ) 負傷者数
- (ウ) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- (ア) 氏名、生年月日、性別
- (イ) 住所又は居所
- (ウ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (エ) 援護の実施の状況
- (オ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

イ り災証明の発行

- (ア) り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を遅滞なく発行する。
- (イ) り災証明発行窓口を設置し再調査の意向に対応する。

ウ 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

エ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

オ 義援金の募集等

- (ア) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (イ) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

カ 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(2) 社会福祉法人下田市社会福祉協議会の実施事項

生活福祉資金の貸付を実施する。

(3) 義援金募集・配分委員会（仮称）の実施事項

ア 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、一次・二次配分など多段階に義援金を配分する。

イ 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3 要配慮者の支援

(1) 被災状況の把握

ア 市は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

イ 情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の支援

災害により新たに民間社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所の支援を行う。

(3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている民間福祉施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった住宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

4 健康管理の実施

慣れない環境に対するストレス等への対応としてこころのケアを実施し、応急住宅に居住する被災住民に対し、身体面とともに精神面の健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、県や国、他市町村、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。